

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		資料番号		44-6		担当課		消防防災安全課	
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第24条第1項	許認可等の内容	火薬類の輸入の許可				
○火薬類取締法 (輸入)									
第二十四条 火薬類を輸入しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。									
2 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。									
3、4 (略)									
※法第50条の2で規定される火薬類については、県公安委員会が所管。									
○火薬類取締法施行規則 (輸入の許可申請)									
第四十六条 法第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可を受けようとする者は、様式第二十七の火薬類輸入許可申請書に火薬又は爆薬にあつてはその成分及び配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類を添えて、陸揚地を管轄する都道府県知事(当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条及び第八十一条の十四の表第十号において同じ。)に提出しなければならない。									